

2023  
Sapporo



令和5年度

# 全国自治会連合会 北海道札幌大会



開催日時

令和5年10月18日(水)  
13:30~20:00

大会会場

かでの2.7  
(第1部~第3部)

交歓会

ロイトン札幌  
(第4部)



# 目次

○大会次第	1
○第1部 式典	3
歓迎のあいさつ 実行委員会副委員長	4
ごあいさつ 全国自治会連合会会長	5
内閣総理大臣メッセージ	6
総務大臣祝辞	7
北海道知事ごあいさつ	8
札幌市長ごあいさつ	9
全国自治会連合会 役員名簿	10
大会宣言(案)	11
全国自治会連合会表彰 被表彰者	13
叙勲受章者一覧	17
○第2部 記念講演	19
和田 哲さん(街歩き研究家)	20
○第3部 活動発表	21
・苫小牧市拓勇東町内会	22
・札幌市西区琴似2条中央町内会	23
○第4部 交歓会	25
アトラクション紹介	
①江差追分	26
②千舞泉美太鼓	27
○参加者名簿	29
各都府県連合会	30
北海道町内会連合会	40
○大会開催概要	47
○全国自治会連合会北海道札幌大会実行委員会	
実行委員会名簿	52
実行委員会協力者名簿	53
○全国自治会連合会 会則集	55
○協賛企業・団体紹介	73





# 令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会 大会次第

## 第1部 式典

13時30分～14時45分

1	開会のことば	大会実行委員会副委員長	三原 忠
2	会長あいさつ	全国自治会連合会会長	長谷川 敬二
3	開催地知事あいさつ	北海道知事	鈴木 直道
4	内閣総理大臣メッセージ披露	全国自治会連合会副会長	吉成 武男
5	来賓祝辞・紹介		
6	大会宣言（案）	全国自治会連合会副会長	鈴木 公至
7	全国自治会連合会会長表彰		
8	叙勲受章者紹介	全国自治会連合会副会長	原 孝
9	次期開催地会長あいさつ	福井県自治会連合会会長	奥村 清治
10	閉会のことば	全国自治会連合会副会長	岩崎 正朔

## 第2部 記念講演

15時00分～15時50分

「あなたとつながる北海道・札幌」 街歩き研究家 和田 哲 氏

## 第3部 活動発表

16時00分～17時10分

- 苫小牧市拓勇東町内会
- 札幌市西区琴似2条中央町内会

## 第4部 交歓会

18時00分～20時00分

1	開会のことば（会長あいさつ）	全国自治会連合会会長	長谷川 敬二
2	歓迎のあいさつ	大会実行委員会副委員長	三原 忠
3	乾杯	根室市長	石垣 雅敏
4	アトラクション ①江差追分ほか ②千舞泉美太鼓		
5	閉会のことば	全国自治会連合会副会長	廣野 篤男



第1部

式典



# 歓迎のあいさつ

令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会

実行委員会副委員長 三原 忠

全国からお集りの皆様、北海道、時計台の鐘がなる札幌市へようこそお越しくさ  
いました。本日は、多くのご来賓の方々をはじめ、全国各地から自治会・町内会連合  
会の皆様方を一堂に迎え、令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会が盛大に開催  
されますことに、感謝申し上げますとともに、心より歓迎いたします。

新型コロナウイルスが、本年5月に法的位置づけが「5類感染症」となって5ヶ月  
が経過し、地域ではお祭りや花火大会などが開催され、少しずつですがコロナ以前に  
回復してきているように感じられます。

本札幌大会は、開催が決定してから約4年が経過し、また昨年の北海道は、新型コ  
ロナウイルスの第7波と第8波により、感染者が増大し、社会的に大きな影響を受け  
たことから、私ども本大会実行委員会で検討を重ね、皆様に安心して参加いただける  
ように、全国大会では初めてオンライン併用開催とし、本日の大会は全国に発信して  
ございます。

今回の開催地である札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、大正11年（1922年）の  
市制施行以来、北海道の中心として発展し続け、現在は人口約197万人と、横浜市、  
大阪市、名古屋市に次いで4番目の人口規模を誇り、昨年の令和4年に市制施行100  
周年を迎えております。

さて、本日の式典に続く第2部では、講師として街歩き研究家の和田 哲様をお招  
きして記念講演を行います。

第3部では、実践事例として、苫小牧市拓勇東町内会と札幌市西区琴似2条中央町  
内会から、それぞれ映像を流しながら活動を発表いたします。

参考になるお話が聞けるものと確信しております。

結びになりますが、本大会の開催にあたりましては、多大なるご支援ご協力を賜り  
ましたすべての関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、ご参加の皆様  
の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、挨拶いたします。





## ごあいさつ

全国自治会連合会 会長 長谷川 敬二

令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会が、全国各地から多くの皆さまのご参加により、盛大に開催できますことは誠に喜ばしく、心から感謝を申し上げます。

この度の開催都市であります札幌市は、道都として限りない発展を続け、国内外から年間を通じ、季節を問わず多くの方々がこの地を訪れ、四季を体感し、北の大地の全てを心ゆくまで満喫されています。

また、同市が「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を制定され、本年4月から施行されたことは、私どもの活動を理解・支援いただくもので、誠に心強い限りであります。

さて今日、町内会・自治会活動は課題もありますが、本大会に参加される皆さんには全国各地で活躍する会員との交流を通じ、多くのことを吸収され、地元の活動に生かしていただくことを切に願います。

また本大会を全国各地で開催することにより、本会活動がより広く理解されることを確信いたします。

町内会・自治会活動の重要・必要性は申すまでもありませんが、私どもの組織、いま一番力を入れ取り組んでいるのは、加入率の向上です。全国すべての住民自治組織に加入いただきたいという強い願いであります。

現在、北海道から沖縄まで、32団体・組織が加盟しています。会員一丸となって加入促進活動を加速させ、全国47都道府県すべての加入実現と住民自治のさらなる発展、未来に誇れる地域社会の実現を目指します。

本大会は、今年、36回目を迎えます。大会宣言に込められた本会の意義を参加者全員で確認するとともに、先人から託された本組織の一層の拡大と進展に努めます。

結びに、本大会の開催にあたり格段のご高配を賜りました総務省、北海道、札幌市、北海道札幌大会実行委員会の皆様に深く感謝申し上げますとともに、全国で活動する約30万の町内会・自治会組織の一層の発展、そして本日までご参会の皆さまのご健勝・ご多幸を心から祈念申し上げ、挨拶といたします。



# 内閣総理大臣メッセージ

内閣総理大臣 岸田 文雄

令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会が開催されることをお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から、防犯・防災活動をはじめ、地域の発展のため、自治会活動の先頭にたって御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。本年も、各地で自然災害が相次ぎ、地域の自主防災を担う自治会の皆様方の活動の大切さを実感しております。

人口減少や少子高齢化といった社会課題に直面している昨今、地域住民の生活に根ざし、地域社会の「きずな」の中心となる自治会の存在は、今後ますます重要になります。

岸田内閣は、デジタルの力を用いて地方の社会課題の解決を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進しています。地域の個性を活かしながら、地域を活性化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

「国民の皆さんの声を丁寧に聞きながら、信頼と共感を得る政治を実現する」という基本姿勢を貫き、皆様とともに、地方創生の加速化・深化を図り、コロナ後の新しい社会を切り拓いてまいります。

今後とも、自立した魅力あふれる地域社会の実現へ向けて、皆様の一層の御尽力と御活躍を祈念いたします。



# 総務大臣祝辞

総務大臣 鈴木 淳司

令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会の御開催、誠におめでとうございます。

自治会役員の皆様には、全国各地域において、日々、「安全な街づくり」や「地域の絆づくり」、「住民福祉の向上」などについて、多大な御尽力を賜っており、また、市区町村行政の円滑な運営にも御協力をいただいています。

貴重なお時間を割いて地域住民のために貢献下さっている皆様の尊い御活動に対し、地方自治を担当する大臣として、心から敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

今後、人口減少が本格化する中、地方自治体が持続可能な形で、住民サービスを提供し続けることが重要な課題です。

現在、第33次地方制度調査会において、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方が審議されており、持続可能な地域社会実現のため、公共私連携の推進について議論が進められています。

これらの議論を踏まえ、日頃から地域活動の先頭に立って御活躍されている自治会の皆様にとって、活動しやすい環境を整えていくための必要な方策について検討してまいります。

人口減少や過疎化の進行など、我が国が抱える様々な課題を解決するためには、活力ある多様な地域社会の実現が重要であります。

総務省としても、引き続き、自治会の皆様方と十分な意思疎通を図りながら、地域の発展に取り組んでまいります。

結びに、全国自治会連合会の益々の御発展と、御臨席の皆様の御活躍をお祈り申し上げます。



# 知事ごあいさつ

北海道知事 鈴木 直道

令和5年度全国自治会連合会北海道札幌大会が、15年ぶりに北海道・札幌市で開催されますことをお喜び申し上げますとともに、全国各地からお越しいただいた皆様を心から歓迎いたします。

長谷川会長をはじめ、全国自治会連合会の皆様、全国各地の町内会・自治会の皆様におかれましては、日常における交流を通じて、地域住民の福祉、防犯・防災や交通安全、さらには、除排雪や環境美化などの幅広い活動を通じて、地域の中核として、課題の解決やコミュニティの活性化はもとより、地域の発展に多大なる御尽力をいただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、3年を超えるコロナ禍については、今年5月に5類感染症へ移行し、大きく制限されてきた地域活動をはじめ停滞していた社会経済活動が活発となるとともに、物価高騰の長期化により、地域住民の皆様の生活に大きな影響が及んでいるなど、これまで以上に、人々が互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められる中、心豊かな生活を送る上で欠かすことのできない、人と人の「つながり」を創られている町内会・自治会の皆様は、ますます重要な存在となっています。

こうした中、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを目指して本大会が開催され、全国各地の町内会・自治会の皆様一堂に会し、研鑽を図られることは大変意義深いことであり、皆様におかれましては、本大会で得られた知見やネットワークを大いに活用され、それぞれの地域において、ますます精力的にご活躍されることをご期待申し上げます。

また、皆様には、この機会に、豊かな大地と海に育まれた水産物や農作物など新鮮でおいしい食はもとより、知床世界自然遺産や世界文化遺産である北海道・北東北の縄文遺跡群、民族共生象徴空間「ウポポイ」をはじめとしたアイヌ文化など、世界に誇る雄大な自然や独自の歴史・文化、さらには、全国の1割を占める179の市町村が有する多彩な魅力に触れていただき、皆様の地域において、北海道の応援団となっていただくことを願っています。

結びに、全国自治会連合会のますますのご発展、並びに、皆様のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げます、ご挨拶といたします。



# 札幌市長ごあいさつ

札幌市長 秋元 克広

全国自治会連合会北海道札幌大会にご出席の皆様、ようこそ札幌にお越しくださいました。盛大に大会が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

今回、平成20年以来15年振りに、札幌市に全国から多くの皆様をお迎えできましたことを大変光栄に思っております。

皆様におかれましては、日ごろから、町内会や自治会などの様々な活動を通じて、地域社会の発展と住民福祉の向上のために多大なるご尽力をいただいております、心から敬意を表します。

防災、高齢者や子どもの見守り、居場所づくりなど、複雑多様化している地域の課題を解決していくためには、地域コミュニティの中核である町内会や自治会の存在は不可欠です。

このため札幌市では、町内会の意義や重要性を広く共有するとともに、町内会の活性化や負担の軽減などを図ることを目的とした「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を今年度から施行し、町内会や自治会の活動を地域住民、事業者、札幌市が一体となって支え、より暮らしやすいまちの実現を目指しております。

札幌市は、令和4年8月1日、市制が施行されてから100周年の大きな節目を迎えました。札幌は、時代の変化や困難を乗り越えながらも、まちの魅力を高め、いまや人口約197万人、北海道の中心都市、市民愛着度の高い世界に誇る大都市に発展しています。気候は、夏はさわやか、冬は積雪寒冷を特徴としており、四季の移り変わりが鮮明です。ぜひこの機会に札幌の魅力を存分に味わっていただきたく存じます。

日ごろから地域づくりを進めていただいている皆様におかれましては、地域の発展のため、今後もより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本大会のご成功とお集まりの皆様のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

# 全国自治会連合会 役員名簿

会 長	長谷川 敬 二	北 海 道
副 会 長	鈴 木 公 至	宮 城 県
副 会 長	吉 成 武 男	東 京 都
副 会 長	廣 野 篤 男	静 岡 県
副 会 長	原 孝	兵 庫 県
副 会 長	岩 崎 正 朔	香 川 県
副 会 長	井 上 營 吉	大 分 県
常任理事	小 林 俊 之	千 葉 県
常任理事	中 川 一 成	石 川 県
常任理事	上 原 嘉 昭	京 都 府
常任理事	大 原 博	広 島 県
理 事	伊 藤 満	福 島 県
理 事	山 崎 祐 介	茨 城 県
理 事	中 西 保	群 馬 県
理 事	持 田 和 夫	神 奈 川 県
理 事	佐 藤 一 男	山 梨 県
理 事	北 岡 勝	富 山 県
理 事	奥 村 清 治	福 井 県
理 事	後 藤 東 洋 士	岐 阜 県
理 事	斎 藤 陽 二	三 重 県
理 事	北 川 吉 男	滋 賀 県
理 事	松 田 龍	大 阪 府
理 事	山 中 安 伸	和 歌 山 県
理 事	梅 林 聰 介	奈 良 県
理 事	田 邊 忠 雄	鳥 取 県
理 事	永 見 勝	岡 山 県
理 事	吉 村 博 雄	山 口 県
理 事	長 尾 達 雄	高 知 県
理 事	時 任 孝 俊	宮 崎 県
理 事	新 田 宗 信	沖 縄 県
監 事	小 枝 指 好 夫	岩 手 県
監 事	藤 原 由 房	栃 木 県
顧 問	鈴 木 光 二	福 島 県
相 談 役	傳 野 貞 雄	宮 城 県
相 談 役	西 野 茂	石 川 県
相 談 役	佐 藤 賢 一	広 島 県
相 談 役	貞 池 富 士 生	大 分 県



# 大会宣言（案）





## 【大会宣言（案）】

全国自治会連合会は、すべての地縁団体の代表者とともに住民自治のさらなる発展と未来に誇れる地域社会の創造を目指し、次の目標を掲げその達成に努めます。

- 一、私たちは、地方分権型社会において、町内会・自治会等の住民自治組織が地域住民にとって最も身近な自治基盤であることに鑑み、良好な地縁団体の維持及び形成に努めます。
- 一、私たちは、地域の中核・基軸のリーダーとしての自覚のもと、地域の民意を尊重するとともに、多様なニーズに的確に対応し広く地域社会に反映していく責務を果し、全国的な視野に立ち、より一層の資質の向上に努めます。
- 一、私たちは、行政との協働により、防災、防犯及び交通安全活動を積極的に推し進め、子どもや高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進に努めるとともに、献血への協力など地域福祉の充実・発展を図り、平穏で安らぎのある地域づくりに努めます。
- 一、私たちは、全国の会員と交流を深め、連帯の輪を広げるため、なお一層の会員増強運動に取り組むとともに、組織の活性化に努めます。
- 一、私たちは、温故知新の観点から郷土の輝かしい歴史と伝統を子々孫々に伝承し、個性豊かな地域社会の形成、創造に努めます。
- 一、私たちは、これまで災害や新型コロナウイルス感染症など、多くの困難を乗り越えてきた復興の歩みと教訓を踏まえ、相互の連携・協力の強化と、その恐ろしさや記憶を風化させないよう努めます。
- 一、私たちは、わが国固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため、全国自治会連合会として共通の認識を持ち、国民運動の強いうねりを全国に展開します。

以上のことを心に固く期し、ここに全国自治会連合会北海道札幌大会において決意を新たにし、全ての会員と限りなく前進することを誓います。

令和五年十月十八日

全国自治会連合会





# 全国自治会連合会表彰 被表彰者名簿

# 全国自治会連合会表彰 被表彰者

都道府県	受賞者
北海道	鎌田 勲
北海道	山田 重孝
北海道	黒田 幸市
北海道	北林 優
北海道	山岸 裕
北海道	沼田 俊治
北海道	中島 隆義
北海道	堀田 市雄
北海道	高橋 博章
宮城県	藤田 宏
宮城県	大浦 正一
宮城県	高橋 捷
宮城県	吉澤 秀晃
宮城県	阿部 義正
宮城県	吉田 千枝子
福島県	杉岡 正夫
福島県	石田 実
福島県	人見 勝二
福島県	薄井 武夫
茨城県	西尾 晴男
栃木県	高久 健二
栃木県	塩谷 信雄
栃木県	瀬尾 順子
栃木県	君島 則夫
栃木県	藤原 節朗
栃木県	君島 弘晃
栃木県	竹澤 宏
栃木県	荒川 克己
栃木県	岸野 稔
栃木県	永淵 克義
群馬県	松田 正明
群馬県	柴田 修司
群馬県	角田 雅保
千葉県	畑中 博明

都道府県	受賞者
千葉県	池戸 康夫
千葉県	齋藤 道子
千葉県	岸田 浩一
東京都	松本 晴光
東京都	峯岸 茂隆
東京都	松原 茂登樹
東京都	高橋 佐智子
東京都	金子 正秀
山梨県	河西 孝美
富山県	山森 潔
富山県	井上 五三男
石川県	平村 修
石川県	久保 敬夫
石川県	辻口 重秋
福井県	伊藤 久美男
福井県	河端 美津夫
福井県	新井 基衛
静岡県	村上 勇夫
静岡県	岩崎 四郎
静岡県	大河原 忠
岐阜県	八木 幹夫
岐阜県	高野 喜代行
滋賀県	山崎 清
京都府	荒木 直人
大阪府	松田 龍
大阪府	川脇 正子
大阪府	嶋 和子
大阪府	清水 道子
兵庫県	岡本 勝利
兵庫県	北川 博康
和歌山県	西中 教高
和歌山県	中井 宏幸
和歌山県	半田 光男
和歌山県	出羽 豊男

都道府県	受賞者
和歌山県	久保文雄
和歌山県	川根保平
和歌山県	上田直
奈良県	中西秀和
鳥取県	加藤朗
鳥取県	西川功美
岡山県	岡田一之
岡山県	小坂守
岡山県	谷多賀巳
岡山県	中西清巳
岡山県	松岡博司
岡山県	祇園茂
岡山県	松山茂
山口県	福田護
山口県	吉田隆興
山口県	藤村紀久正

都道府県	受賞者
山口県	林眞一郎
香川県	堤徹郎
高知県	植野克彦
高知県	茨木憲二
大分県	平石栄二
大分県	齋藤勝美
大分県	秋田勲
宮崎県	益田政司
宮崎県	松石忠
沖縄県	呉屋弘子
沖縄県	城間盛順
沖縄県	糸数正春
沖縄県	長嶺徳三
沖縄県	比屋根和光
沖縄県	與那城幸清







# 叙勲受章者名簿



## 令和4年秋 叙勲受章者一覧 (全国自治会連合会推薦)

都道府県	市区町村	受章者	賞 賜
栃木県	鹿沼市	奈良部 實	旭日単光章
千葉県	船橋市	加 瀬 武 正	旭日単光章
石川県	輪島市	元 井 孝 司	旭日単光章
三重県	桑名市	北 嶋 剛	旭日単光章
三重県	桑名市	藤 原 隆	旭日単光章
山口県	下関市	田 中 正 男	旭日単光章

## 令和5年春 叙勲受章者一覧 (全国自治会連合会推薦)

都道府県	市区町村	受章者	賞 賜
宮城県	利府町	富 田 稔	旭日単光章
福島県	会津若松市	石 田 忠 司	旭日単光章
栃木県	佐野市	上 岡 良 雄	旭日単光章
群馬県	高崎市	田 端 穰	瑞宝小綬章
千葉県	市川市	高 梨 紀 雄	旭日単光章
千葉県	市川市	稲 垣 カ ッ	旭日単光章
富山県	高岡市	浦 田 一 郎	旭日単光章
石川県	金沢市	坂 本 和 紀	旭日単光章
岐阜県	岐阜市	松 原 竹 夫	旭日単光章
三重県	四日市市	水 谷 重 信	旭日単光章
高知県	高知市	鹿 俣 英 雄	旭日単光章
山口県	周南市	大 山 政 男	旭日単光章
大分県	津久見市	成 松 親 善	旭日単光章

## 第2部

# 記念講演

演 題 「あなたとつながる北海道・札幌」

講 師 街歩き研究家 和田 哲氏

# 街歩き研究家 「和田 哲（わだ・さとる）」

北海道 札幌市 生まれ



## プロフィール

1972年に札幌で生まれ、市電沿線で電車を毎日見ながら育つ。札幌旭丘高校、日本大学法学部卒業後、広告代理店や地元情報誌「O.tone」編集者を経て独立。

古地図や古写真、道路のずれから札幌の歴史をひもとき、雑誌連載やYouTube、講演活動などで発信している。

2015年にNHK「ブラタモリ」札幌編で2人目の案内人を務め、現在はHBC「今日ドキッ！」の不定期特集「ほっかいどう歴史散歩」やラジオ「朝刊さくらい」（毎週金曜日）などに出演中。著書に「古地図と歩く札幌圏」シリーズ（あるた出版／2020年・2023年）。





第3部

# 活動発表

テーマ 「デジタルとアナログを合わせた町内会活動  
～コロナ禍で絆を育むために」



報告者 佐藤 一美さん  
(苫小牧市拓勇東町内会 副会長)

- はじめに
- 町内会で活躍する高校生役員たち
- 日本唯一、ウォーキングバス発車！  
主役は子どもと高齢者
- LINE、zoom、Google Form…、  
デジタル総動員でコロナ禍を乗り切る

- シニア役員のデジタル化。  
必ず訪れる“奇跡の瞬間”
- アイデアとデジタルで、  
生まれ変わる町内会行事
- 子ども×若者×高齢者、  
私たちが目指す町内会の  
これから



テーマ 「コロナ禍で実践した町内会の防災活動  
～防災風呂敷の製作」



報告者 原 みちるさん  
(札幌市西区琴似2条中央町内会総務部長)



- はじめに
- 北海道胆振東部地震（ブラックアウト）の時の様子
- 阪神淡路大震災の経験者から学んだこと
- 災害に備えて町内会として何ができるだろう
- マンションの地震時のためには携帯トイレを準備しましょう
- 素早かった炊き出しの様子
- 防災活動を伝えるツールとして防災の黄色い風呂敷を製作

協力者 横山 芳江さん  
(一般社団法人日本風呂敷文化協会  
代表理事・防災士)







第4部

交 歓 会

香澄 KAZUMI  
尺八 内村匡成 三味線 NIYA  
本名 木村香澄 (きむら かずみ)

北海道 江差町 生まれ



8歳で江差追分を習い始め、翌年の全国大会子供の部に出場し3年連続優勝。一般の部では、17才で第29回江差追分全国大会優勝。その他、イギリスの国際音楽祭や第3回秋田長持ち唄全国大会でも優勝経験を持つ。

元YMO細野晴臣氏や宇崎竜童氏の作品にも参加。大黒摩季氏プロデュース「ソーランBeat」は、YOSAKOIソーラン祭り公式応援ソングにもなっている。国内外を問わず、伝承普及活動のため、ジャンルを超えた新しいスタイルの民謡を、地元の江差町より発信している。

## 和太鼓team千舞泉美太鼓



私達は、千歳市立泉沢小学校のPTAのOBと現PTAのお母さん方で結成されている女性だけの和太鼓チームです。

チーム設立の経緯は2004年泉沢小学校PTA主催の『卒業を祝う会』において、お母さん達による催し物として太鼓演奏をしたのがきっかけでした。その後、『チームを立ち上げてもっと太鼓を叩きたい。』『太鼓が好き』との声上がり、2008年4月に千舞泉美太鼓（せんぶせんびだいこ）として始動しました。設立当初は、太鼓が1台も無い中での活動でしたので沢山の施設より大切な太鼓をお借りして演奏をしてきました。現在は自分たちで太鼓を保有し、皆様の前で演奏できる環境を嬉しく思っています。

チームは今年で15年目を迎えます。これも支えて下さっている皆様のお陰と感謝しております。

私達は、太鼓をとおして生きがい・仲間づくり・地域の方々との交流を深め、沢山の方々との出会いを大切に活動していきたいと思っています。そして、母として、女性として、経験・感動・自分達に出来る事にチャレンジしていきます。これからの活動に際し皆さんの応援を宜しくお願い致します。

和太鼓team千舞泉美太鼓 代表 東海林 三枝子







# 参加者名簿 (敬称略)

令和5年8月末現在でお申込みいただいた方々のお名前を掲載しております。

# 各都府県連合会

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
1	宮城県	宮城県自治会連合会会長	鈴木 公至
2	宮城県	宮城県自治会連合会理事	傳野 貞雄
3	宮城県	宮城県自治会連合会事務局	蓬田八重子
4	福島県	福島県自治会連合会会長	伊藤 満
5	福島県	福島県自治会連合会副会長	鈴木 光二
6	福島県	福島県自治会連合会副会長	石田 実
7	福島県	福島県自治会連合会理事	成田源一郎
8	福島県	福島県自治会連合会理事	矢内 文一
9	福島県	白河市町内会連合会監事	人見 勝二
10	福島県	福島県自治会連合会事務局	鈴木 教郎
11	福島県	福島県自治会連合会事務局	渡部 結歌
12	福島県	郡山市自治会連合会事務局	秋元 貴重樹
13	茨城県	茨城県自治会連合会・かすみがうら市区長会会長	西尾 晴男
14	茨城県	茨城県自治会連合会・かすみがうら市区長会事務局	鴻巣 智子
15	茨城県	茨城県自治会連合会・守谷市自治会連絡協議会会長	山崎 祐介
16	茨城県	茨城県自治会連合会・守谷市自治会連絡協議会事務局	山田 崇弘
17	茨城県	茨城県自治会連合会・筑西市自治会連合会会長	鈴木 親男
18	茨城県	茨城県自治会連合会・筑西市自治会連合会事務局	大吉 貴光
19	茨城県	茨城県自治会連合会・石岡市区長会会長	倉田 雅博
20	茨城県	茨城県自治会連合会・石岡市区長会事務局	鈴木 徹人
21	茨城県	茨城県自治会連合会・ひたちなか市自治会連合会会長	坂井 久彦
22	茨城県	茨城県自治会連合会・ひたちなか市自治会連合会事務局	布施 孝行
23	茨城県	茨城県自治会連合会・つくば市区会連合会会長	野澤 洋夫
24	茨城県	茨城県自治会連合会・つくば市区会連合会副会長	小原 正彦
25	茨城県	茨城県自治会連合会・つくば市区会連合会副会長	一色 喜美子
26	栃木県	栃木県自治会連合会会長	藤原 由房
27	栃木県	栃木県自治会連合会理事	永井 寛
28	栃木県	栃木県自治会連合会・鹿沼市自治会連合会会長	小林 俊明
29	栃木県	栃木県自治会連合会・鹿沼市自治会連合会前会長	奈良部 實
30	栃木県	栃木県自治会連合会・壬生町自治会連合会・城内自治会会長	荒川 克己
31	栃木県	栃木県自治会連合会書記	佐藤 健一
32	栃木県	栃木県自治会連合会書記	永井 達也
33	栃木県	栃木県自治会連合会・鹿沼市自治会連合会事務局長	小杉 哲男
34	栃木県	栃木県自治会連合会・宇都宮市自治会連合会事務局書記	菊池 智加子

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
35	群馬県	群馬県区長自治会長連合会会長	中西 保
36	群馬県	群馬県区長自治会長連合会事務局長	加藤 博和
37	群馬県	群馬県区長自治会長連合会・高崎市区長会会長	松田 正明
38	群馬県	群馬県区長自治会長連合会・高崎市区長会前会長	田端 穰
39	群馬県	群馬県区長自治会長連合会・高崎市区長会事務局	塚越 千恵子
40	群馬県	群馬県区長自治会長連合会・渋川市自治会連合会会長	角田 雅保
41	群馬県	群馬県区長自治会長連合会・渋川市自治会連合会事務局	南雲 高
42	千葉県	千葉県自治会連合会会長	小林 俊之
43	千葉県	千葉県自治会連合会副会長	鈴木とし江
44	千葉県	千葉県自治会連合会副会長	早川 淑男
45	千葉県	千葉県自治会連合会会計	松倉 勉
46	千葉県	千葉県自治会連合会相談役	滝沢 晶次
47	千葉県	千葉県自治会連合会・習志野市連合町会連絡協議会副会長	五木田 文孝
48	千葉県	千葉県自治会連合会・習志野市連合町会連絡協議会事務局	河栗 太一
49	千葉県	千葉県自治会連合会・市川市自治会連合協議会副会長	稲垣 カツ
50	千葉県	千葉県自治会連合会・船橋市自治会連合協議会副会長	池戸 康夫
51	千葉県	千葉県自治会連合会・船橋市自治会連合協議会事務局	佐藤 善徳
52	千葉県	千葉県自治会連合会・市川市自治会連合協議会副会長	畑中 博明
53	千葉県	千葉県自治会連合会・市川市自治会連合協議会副会長	齋藤 道子
54	千葉県	千葉県自治会連合会・市川市自治会連合協議会理事	岸田 浩一
55	千葉県	千葉県自治会連合会・市川市自治会連合協議会事務局	鈴木久美子
56	千葉県	千葉県自治会連合会・市川市自治会連合協議会事務局	湯澤 球水
57	東京都	東京都町会連合会会長	吉成 武男
58	東京都	東京都町会連合会事務局	貞清ひろみ
59	東京都	東京都町会連合会・千代田区連合町会長協議会会長	大原 正道
60	東京都	東京都町会連合会・千代田区連合町会長協議会	萩原 勝昭
61	東京都	東京都町会連合会・千代田区連合町会長協議会事務局	宮原 智紀
62	東京都	東京都町会連合会・千代田区連合町会長協議会事務局	新井 玉江
63	東京都	東京都町会連合会・港区町会・自治会連合会会長	清原 元輔
64	東京都	東京都町会連合会・港区町会・自治会連合会事務局	黒川 亮
65	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会会長	大浦 正夫
66	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会副会長	松川 英夫
67	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会副会長	鈴木 神成
68	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会副会長	福本 弘

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
69	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会副会長	山田 和男
70	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会事務局	玉置 孝子
71	東京都	東京都町会連合会・新宿区町会連合会事務局	山川 栄治
72	東京都	東京都町会連合会・文京区町会連合会会長	諸留 和夫
73	東京都	東京都町会連合会・文京区町会連合会事務局	白井 秀輝
74	東京都	東京都町会連合会・品川区町会自治会連合会会長	金子 正秀
75	東京都	東京都町会連合会・品川区町会自治会連合会事務局	竹内 美和
76	東京都	東京都町会連合会・大田区糎谷地区自治会連合会会長	松原 茂登樹
77	東京都	東京都町会連合会・大田区糎谷地区自治会連合会事務局	栢沼 勝
78	東京都	東京都町会連合会・世田谷区町会総連合会会長	三羽 和彦
79	東京都	東京都町会連合会・渋谷区町会連合会会長	小林 三雄
80	東京都	東京都町会連合会・渋谷区町会連合会事務局	鬼沢 直之
81	東京都	東京都町会連合会・中野区町会連合会副会長	大野 道高
82	東京都	東京都町会連合会・中野区町会連合会副会長	加藤 洋右
83	東京都	東京都町会連合会・中野区町会連合会副会長	高橋 佐智子
84	東京都	東京都町会連合会・中野区町会連合会副会長	渡部 金雄
85	東京都	東京都町会連合会・中野区町会連合会事務局	興梠 与利子
86	東京都	東京都町会連合会・中野区町会連合会事務局	高橋 祐一
87	東京都	東京都町会連合会・北区町会自治会連合会常任理事	松本 晴光
88	東京都	東京都町会連合会・北区町会自治会連合会事務局	小林 滋
89	東京都	東京都町会連合会・練馬区町会連合会会長	加藤 政春
90	東京都	東京都町会連合会・練馬区町会連合会事務局	眞々田 寛人
91	東京都	東京都町会連合会・足立区町会・自治会連合会会長	峯岸 茂隆
92	東京都	東京都町会連合会・足立区町会・自治会連合会会長代行	加藤 和明
93	東京都	東京都町会連合会・足立区町会・自治会連合会副会長	國井 幹雄
94	東京都	東京都町会連合会・足立区町会・自治会連合会事務局	鈴木 史敏
95	東京都	東京都町会連合会・足立区町会・自治会連合会事務局	武藤 千恵美
96	東京都	東京都町会連合会・八王子市町会自治会連合会会長	秋間 利久
97	東京都	東京都町会連合会・八王子市町会自治会連合会事務局	西田 隆
98	東京都	東京都町会連合会・青梅市自治会連合会会長	宮口 泉
99	東京都	東京都町会連合会・青梅市自治会連合会副会長	小花 紀彦
100	東京都	東京都町会連合会・青梅市自治会連合会会計	高橋 誠
101	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会会長	持田 和夫
102	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会副会長	中川 潔

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
103	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会副会長	濃 沼 健 夫
104	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会副会長	宮 野 敏 男
105	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会会計監査	内 田 治 彦
106	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会会計監査	岡 本 義 雄
107	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会常任理事	笠 原 勝 浩
108	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会事務局	立 川 富 士 子
109	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・川崎市全町内会連合会事務局	三 浦 総 恵
110	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・小田原市自治会総連合会長	川 口 博 三
111	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・小田原市自治会総連合副会長	加 藤 芳 永
112	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・小田原市自治会総連合副会長	関 野 次 男
113	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・小田原市自治会総連合会計	渡 邊 光 男
114	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・小田原市自治会総連合事務局	安 藤 良 徳
115	神奈川県	神奈川県全町内会連合会・小田原市自治会総連合事務局	久 保 田 和 寿
116	山梨県	甲府市自治会連合会会長	佐 藤 一 男
117	山梨県	甲府市自治会連合会事務局長	佐 藤 敦
118	富山県	富山県自治会連合会会長	北 岡 勝
119	富山県	富山県自治会連合会理事	山 森 潔
120	富山県	富山県自治会連合会元副会長	井 上 五 三 男
121	富山県	富山県自治会連合会事務局	鶴 巻 英 明
122	富山県	富山県自治会連合会事務局	豊 川 真 紀 子
123	石川県	石川県町会区長会連合会会長	中 川 一 成
124	石川県	石川県町会区長会連合会副会長	村 西 卓
125	石川県	石川県町会区長会連合会副会長	松 本 祐 紀
126	石川県	石川県町会区長会連合会副会長	外 山 郁 生
127	石川県	石川県町会区長会連合会副会長	甚 田 和 幸
128	石川県	石川県町会区長会連合会副会長	円 山 賢 一
129	石川県	石川県町会区長会連合会会計	上 田 幸 男
130	石川県	石川県町会区長会連合会顧問	西 野 茂
131	石川県	石川県町会区長会連合会常任理事	久 保 敬 夫
132	石川県	石川県町会区長会連合会代議員	平 村 修
133	石川県	石川県町会区長会連合会代議員	辻 口 重 秋
134	石川県	石川県町会区長会連合会元常任理事	元 井 孝 司
135	石川県	石川県町会区長会連合会元理事	坂 本 和 紀
136	石川県	石川県町会区長会連合会事務局長	小 寺 洋 右

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
137	福井県	福井県自治会連合会会長	奥村 清治
138	福井県	福井県自治会連合会副会長	中村健之輔
139	福井県	福井県自治会連合会副会長	片岡 耕治
140	福井県	福井県自治会連合会理事	米村 博之
141	福井県	福井県自治会連合会元理事	伊藤久美男
142	福井県	福井県自治会連合会理事	大久保 満
143	福井県	福井県自治会連合会理事	橋本 雅夫
144	福井県	福井県自治会連合会理事	田谷 武司
145	福井県	福井県自治会連合会監事	達川 昌美
146	福井県	福井県自治会連合会代議員	辻 元
147	福井県	福井県自治会連合会代議員	松平 久芳
148	福井県	福井県自治会連合会代議員	宮崎 伸市
149	福井県	福井県自治会連合会代議員	山崎 栄一
150	福井県	福井県自治会連合会事務局長	黒田 慶廣
151	福井県	福井市自治会連合会事務局	田中 あい
152	福井県	福井市自治会連合会事務局	野尻 和弘
153	福井県	福井市自治会連合会事務局	坂井 充
154	福井県	福井市自治会連合会事務局	五十嵐かおり
155	福井県	敦賀市区長連合会事務局	森下 義生
156	福井県	大野市区長連合会事務局	遍照 誓応
157	福井県	勝山市区長連合会事務局	山田 知宏
158	福井県	鯖江市区長会連合会事務局	若杉 敏夫
159	福井県	坂井市自治会連合会事務局	北川 直規
160	福井県	あわら市地区区長会連絡協議会事務局	岩田 利和
161	福井県	福井県総務部市町協働課	淵本 隆志
162	福井県	福井県総務部市町協働課	廣瀬 浩之
163	静岡県	静岡県自治会連合会会長	廣野 篤男
164	静岡県	静岡県自治会連合会副会長	荻野 克雄
165	静岡県	静岡県自治会連合会副会長	中村 直保
166	静岡県	静岡県自治会連合会会計	板倉 福男
167	静岡県	静岡県自治会連合会監事	大河原 忠
168	静岡県	静岡県自治会連合会相談役	榊原 昭雄
169	静岡県	磐田市自治会連合会前会長	村上 勇夫
170	静岡県	熱海市町内会長連合会会長	石井 倭雄



No.	都府県名	役 職 名	氏 名
171	静岡県	沼津市自治会連合会会長	小林 昭
172	静岡県	三島市自治会連合会会長	内田 新一
173	静岡県	袋井市自治会連合会会長	田中 利宏
174	静岡県	磐田市自治会連合会副会長	大澤 房男
175	静岡県	浜松市自治会連合会副会長	鈴木 孝一
176	静岡県	浜松市自治会連合会副会長	鈴木美佐男
177	静岡県	浜松市自治会連合会副会長	佐藤 元久
178	静岡県	浜松市自治会連合会副会長	松下 敏昭
179	静岡県	浜松市自治会連合会副会長	大見 芳
180	静岡県	浜松市自治会連合会理事	今宿 康一
181	静岡県	富士市町内会連合会事務局	井出 大介
182	静岡県	静岡市自治会連合会事務局長	石垣 和義
183	静岡県	湖西市自治会連合会事務局	佐原 秀直
184	静岡県	富士宮市区長会連合会事務局	諏訪 宏太
185	静岡県	熱海市町内会長連合会事務局	山口 智朗
186	静岡県	沼津市自治会連合会事務局	勝亦 芳裕
187	静岡県	三島市自治会連合会事務局	岩崎 淳子
188	静岡県	磐田市自治会連合会事務局	宮崎佐和子
189	静岡県	磐田市自治会連合会事務局	藤 大地
190	静岡県	浜松市市民協働・地域政策課長	藤田 裕
191	静岡県	浜松市市民協働・地域政策課長補佐	松下 恵介
192	静岡県	静岡県自治会連合会事務局	山本記美代
193	岐阜県	岐阜県自治連絡協議会会長	後藤東洋士
194	岐阜県	岐阜県自治連絡協議会事務局員	成瀬 良紀
195	京都府	八幡市自治連合会会長	上原 嘉昭
196	京都府	八幡市自治連合会事務局	林 直幸
197	大阪府	東大阪市自治協議会会長	松田 龍
198	大阪府	東大阪市自治協議会副会長	石田 哲章
199	大阪府	東大阪市自治協議会副会長	岩浅 哲治
200	大阪府	東大阪市自治協議会委託事業者	幸田 栄長
201	兵庫県	兵庫県連合自治会会長	原 孝
202	兵庫県	兵庫県連合自治会副会長	岡本 勝利
203	兵庫県	兵庫県連合自治会副会長	松本 克英
204	兵庫県	兵庫県連合自治会副会長	北川 博康

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
205	兵庫県	兵庫県連合自治会副会長	徳永 耕造
206	兵庫県	兵庫県連合自治会副会長	大野 亮祐
207	兵庫県	兵庫県連合自治会副会長	魚住 幸市
208	兵庫県	兵庫県連合自治会会計	宮奥 正一
209	兵庫県	兵庫県連合自治会会計監査	山田 勝利
210	兵庫県	兵庫県連合自治会・神戸市自治会連絡協議会副会長	堂内 克孝
211	兵庫県	兵庫県連合自治会・神戸市自治会連絡協議会会計	濱田 純一
212	兵庫県	兵庫県連合自治会・加古川市町内会連合会会長	岡本 立身
213	兵庫県	兵庫県連合自治会・高砂市連合自治会副会長	岡田 章
214	兵庫県	兵庫県連合自治会・姫路市連合自治会副会長	松浦 鉄昭
215	兵庫県	兵庫県連合自治会・姫路市連合自治会副会長	長田 秀人
216	兵庫県	兵庫県連合自治会・宍粟市連合自治会会長	野村 和男
217	兵庫県	兵庫県連合自治会・丹波市自治会長会副会長	足立 篤夫
218	兵庫県	兵庫県連合自治会・丹波市自治会長会副会長	坂谷 高義
219	兵庫県	兵庫県連合自治会・丹波市自治会長会監事	十倉 善隆
220	兵庫県	兵庫県連合自治会・丹波市自治会長会監事	大垣 則男
221	兵庫県	兵庫県連合自治会・加古川市町内会連合会事務局	筒井 康二
222	兵庫県	兵庫県連合自治会・高砂市連合自治会事務局	渡辺 順
223	兵庫県	兵庫県連合自治会・姫路市連合自治会事務局	奥村 正彦
224	兵庫県	兵庫県連合自治会・たつの市連合自治会事務局	森崎 聖
225	兵庫県	兵庫県連合自治会・相生市連合自治会事務局	志水 弘樹
226	兵庫県	兵庫県連合自治会・宍粟市連合自治会事務局	徳久 阪 朗
227	兵庫県	兵庫県連合自治会・丹波市自治会長会事務局	前田 大志
228	兵庫県	兵庫県連合自治会・丹波市自治会長会事務局	小林 里江
229	兵庫県	兵庫県連合自治会・淡路市連合町内会事務局	仲 良介
230	兵庫県	兵庫県連合自治会・洲本市連合町内会事務局	近本 健
231	兵庫県	兵庫県連合自治会事務局次長	田村 智巨
232	兵庫県	兵庫県連合自治会事務局	露本 和也
233	和歌山県	和歌山県自治会連合会会長	山中 安伸
234	和歌山県	和歌山県自治会連合会監事	酒本 和彦
235	和歌山県	和歌山県自治会連合会	乾 幸八
236	和歌山県	和歌山県自治会連合会	廣岡 慶三
237	和歌山県	和歌山県自治会連合会	伏木 眞仁
238	和歌山県	和歌山県自治会連合会	野村悠一郎



No.	都府県名	役 職 名	氏 名
239	和歌山県	和歌山県自治会連合会	榎本 義清
240	和歌山県	和歌山県自治会連合会	西 孝
241	和歌山県	和歌山県自治会連合会	貞宗 孝史
242	和歌山県	和歌山県自治会連合会	仲西 博光
243	和歌山県	橋本市区長連合会	上田 直
244	和歌山県	和歌山県自治会連合会事務局・紀の川市自治連絡協議会事務局	中村 ちさと
245	和歌山県	和歌山県自治会連合会事務局・紀の川市自治連絡協議会事務局	坂口 将基
246	和歌山県	和歌山県自治会連合会・橋本市区長連合会事務局	前川 朋久
247	和歌山県	和歌山県自治会連合会・御坊市自治連合会事務局	石橋 伸啓
248	和歌山県	和歌山県自治会連合会・田辺市自治会連合会事務局	山崎 真寛
249	和歌山県	和歌山県自治会連合会・新宮市自治会連合会事務局	廣井 和樹
250	和歌山県	和歌山県自治会連合会・新宮市自治会連合会事務局	西山 寛
251	奈良県	奈良県自治連合会会長	梅林 聰介
252	奈良県	奈良県自治連合会副会長	三濱 敦彦
253	奈良県	奈良県自治連合会会計	池田 政則
254	奈良県	奈良県自治連合会監事	辻沢 正博
255	奈良県	奈良県自治連合会事務局	今西 尚子
256	奈良県	奈良県自治連合会事務局	浦西 泰輔
257	鳥取県	鳥取県自治会連合会会長	田邊 忠雄
258	鳥取県	鳥取県自治会連合会副会長	土橋 周美
259	鳥取県	鳥取県自治会連合会副会長	生田 均
260	鳥取県	鳥取県自治会連合会理事	西川 功美
261	鳥取県	鳥取県自治会連合会事務局	蘆川 水知子
262	鳥取県	鳥取県自治会連合会事務局	田中 裕子
263	鳥取県	鳥取県自治会連合会事務局	大田 芳久
264	岡山県	岡山県自治会連合会会長・岡山市連合町内会会長	永見 勝
265	岡山県	岡山県自治会連合会副会長・津山市連合町内会会長	岸本 常義
266	岡山県	岡山県自治会連合会副会長・鏡野町区長会会長	北山 政士
267	岡山県	岡山県自治会連合会副会長・岡山市連合町内会副会長	長門 修二
268	岡山県	岡山県自治会連合会理事・岡山市連合町内会副会長	那須 和夫
269	岡山県	岡山県自治会連合会理事・岡山市連合町内会常任理事	加藤 公彦
270	岡山県	岡山県自治会連合会理事・岡山市連合町内会常任理事	伏見 公誠
271	岡山県	岡山県自治会連合会会計・津山市連合町内会副会長	高山 康晴
272	岡山県	岡山県自治会連合会・岡山市連合町内会副会長	小野 大作

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
273	岡山県	岡山県自治会連合会・岡山市連合町内会副会長	竹井 秋人
274	岡山県	岡山県自治会連合会・岡山市連合町内会副会長	矢吹 滋道
275	岡山県	岡山県自治会連合会・福浜学区連合町内会会長	谷 多賀巳
276	岡山県	岡山県自治会連合会事務局	丸山 哲生
277	岡山県	岡山県自治会連合会・鏡野町区長会事務局	山本 泰成
278	岡山県	岡山県自治会連合会・津山市連合町内会事務局	照井 浩海
279	広島県	広島県自治会連合会会長	大原 博
280	広島県	広島県自治会連合会顧問	佐藤 賢一
281	広島県	広島県自治会連合会理事	河上 正次
282	広島県	広島県自治会連合会事務局長	杉原 均
283	山口県	山口県自治会連合会会長	吉村 博雄
284	山口県	山口県自治会連合会理事・下関市連合自治会副会長	田中 正男
285	山口県	山口県自治会連合会顧問	岡本 志俊
286	山口県	山口県自治会連合会顧問	沓野 昭次
287	山口県	山口県自治会連合会・観音崎町自治会会長	林 眞一郎
288	山口県	山口県自治会連合会事務局員	藤井 寛乃
289	香川県	香川県連合自治会会長	岩崎 正朔
290	香川県	香川県連合自治会事務局	山口万亀男
291	香川県	香川県連合自治会・高松地区自治連合代表	壺井 忠義
292	香川県	香川県連合自治会・多度津町自治連合会会長	村井 登
293	香川県	香川県連合自治会・善通寺市連合自治会前会長	大西 稔
294	香川県	香川県連合自治会・丸亀市連合自治会副会長	宮脇 隆
295	香川県	香川県連合自治会・丸亀市連合自治会代議員	塩田 康広
296	香川県	香川県連合自治会・丸亀市連合自治会事務局	田中 壽紀
297	高知県	高知市町内会連合会会長	長尾 達雄
298	高知県	高知市町内会連合会事務局長	茨木 憲二
299	大分県	大分県自治会連合会会長	井上 營吉
300	大分県	大分県自治会連合会副会長	成松 親善
301	大分県	大分県自治会連合会副会長	荒金 一義
302	大分県	大分県自治会連合会副会長	宮崎 正豊
303	大分県	大分県自治会連合会理事	平石 栄二
304	大分県	大分県自治会連合会理事	溝口 泰章
305	大分県	大分県自治会連合会理事	橋本 成人
306	大分県	大分県自治会連合会元副会長	秋田 勲

No.	都府県名	役 職 名	氏 名
307	大分県	大分県自治会連合会事務局	桑野 邦彦
308	大分県	大分県自治会連合会事務局	佐藤 哲夫
309	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会会長	時任 孝俊
310	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会副会長	横山 脩二
311	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会理事	根井 翼
312	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会理事	原口 良春
313	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会理事	岩切 新
314	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会事務局長	赤木 敏弘
315	宮崎県	宮崎県自治会（区会）連合会会計	吉田 一彦
316	宮崎県	宮崎市自治会連合会理事	中原 崇
317	宮崎県	宮崎市自治会連合会理事	谷 正行
318	宮崎県	宮崎市自治会連合会事務局	和田 直実
319	沖縄県	沖縄県自治会連合会会長	新田 宗信
320	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町小波津団地自治会会長	新里 正次
321	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町兼久区自治会会長	石嶺 辰夫
322	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町小那覇区自治会会長	泉川 寛
323	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町前呉屋区自治会会長	呉屋 弘子
324	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町坂田ハイッ自治会会長	田本 浩一
325	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町森川区自治会会長	安座間 喜得
326	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町棚原区自治会会長	城間 盛順
327	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町桃原自治会書記（與那城幸清 会長代理）	與那城 一美
328	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町我謝自治会書記	金城 あけみ
329	沖縄県	沖縄県自治会連合会・西原町美咲自治会書記	新垣 正江

### 【オンライン参加組織】

No.	都府県名	組 織 名
1	東京都	東京都町会連合会・杉並区町会連合会
2	三重県	三重県自治会連合会会長

# 北海道町内会連合会

No.	市町村名	役職名	氏名
1	札幌市	北区新琴似西連合町内会会長	高橋 博章
2	札幌市	白石区東白石地区町内会連合会会長	山中 忠典
3	札幌市	白石区栄通六丁目町内会会長	津田 晋太郎
4	札幌市	豊平区月寒地区町内会連合会会長	山田 重孝
5	札幌市	手稲区前田連合町内会会長	山岸 裕
6	札幌市	手稲区前田連合町内会副会長	渡部 孝次
7	札幌市	手稲区前田連合町内会総務理事	定岡 勉
8	札幌市	手稲区稲穂連合町内会会長	平川 登美雄
9	函館市	函館市町会連合会会長	江頭 進
10	室蘭市	室蘭市町内会連合会会長	沼田 俊治
11	室蘭市	室蘭市町内会連合会副会長	森川 卓也
12	室蘭市	室蘭市町内会連合会常任理事	須田 貞文
13	室蘭市	室蘭市町内会連合会常任理事	橋本 正敏
14	室蘭市	室蘭市町内会連合会事務局長	渡部 信人
15	釧路市	釧路市連合町内会副会長	富樫 彰
16	釧路市	釧路市連合町内会副会長	今村 壯夫
17	帯広市	帯広市町内会連合会会長	古澤 慎二
18	北見市	北見市自治会連絡協議会会長	三原 忠
19	北見市	北見市自治会連絡協議会副会長	島 正信
20	北見市	北見市自治会連絡協議会理事	栗城 憲康
21	北見市	北見市自治会連絡協議会理事	小北 政信
22	北見市	北見市自治会連絡協議会事務局長	青山 知充
23	北見市	北見市自治会連絡協議会事務局員	村越 三津子
24	岩見沢市	岩見沢市町会連合会会長	米内山 定雄
25	岩見沢市	岩見沢市町会連合会副会長	葛西 章
26	網走市	網走市町内会連合会会長	黒田 幸市

No.	市町村名	役職名	氏名
27	苫小牧市	苫小牧市町内会連合会会長	山端 豊城
28	苫小牧市	苫小牧市町内会連合会副会長	中野 満信
29	苫小牧市	苫小牧市町内会連合会副会長	押本 武
30	苫小牧市	苫小牧市拓勇東町内会副会長	佐藤 一美
31	苫小牧市	苫小牧市町内会連合会事務局長	畑島 寿
32	稚内市	稚内市町内会連絡協議会会長	瀧 勝彦
33	稚内市	稚内市町内会連絡協議会筆頭副会長	小川 文三
34	稚内市	稚内市町内会連絡協議会理事	臼井 立身
35	稚内市	稚内市町内会連絡協議会理事	佐藤 忠男
36	稚内市	稚内市町内会連絡協議会理事	森 寛泰
37	稚内市	稚内市町内会連絡協議会監事	木村 芳則
38	稚内市	稚内市町内会連絡協議会事務局長	新井 直人
39	芦別市	芦別市町内会連合会会長	中島 隆義
40	芦別市	芦別市町内会連合会副会長	水尾 誠二
41	芦別市	芦別市町内会連合会副会長	横浜 博
42	芦別市	芦別市町内会連合会理事	市川 豊
43	芦別市	芦別市町内会連合会理事	松葉 保行
44	芦別市	芦別市町内会連合会監査	大下 俊幸
45	芦別市	芦別市溪水町町内会会長	渡辺 利治
46	芦別市	芦別市三角山町内会会長	井出 與一
47	芦別市	芦別市東宮元町町内会会長	長野 周史
48	芦別市	芦別市町内会連合会事務局書記	木曾 翔平
49	名寄市	名寄市町内会連合会会長	中村 雅光
50	名寄市	名寄市町内会連合会副会長	木田 繁太郎
51	名寄市	名寄市町内会連合会副会長	猿谷 繁明
52	名寄市	名寄市町内会連合会副会長	蓮宗 孝

No.	市町村名	役職名	氏名
53	名寄市	名寄市町内会連合会副会長	菊池 隆
54	名寄市	名寄市町内会連合会事務局	武田 佳和
55	名寄市	名寄市町内会連合会事務局	吉岡 竜志
56	名寄市	名寄市町内会連合会事務局	吉川 月菜
57	根室市	根室市町会連合会会長	長谷川 敬二
58	根室市	根室市町会連合会副会長	上野 征児
59	根室市	根室市町会連合会副会長	島 祐一
60	根室市	根室市町会連合会事務局長	竹脇 秀斗
61	根室市	根室市町会連合会事務局	白川 哲也
62	根室市	根室市町会連合会事務局	田村 幸子
63	根室市	根室市町会連合会事務局	飯澤美奈子
64	千歳市	千歳市町内会連合会副会長	荒 洋一
65	千歳市	千歳市町内会連合会理事	小泉 義隆
66	富良野市	富良野市連合町内会協議会会長	鎌田 勲
67	富良野市	富良野市連合町内会協議会副会長	杉谷 久己
68	富良野市	富良野市連合町内会協議会会計	五十嵐 正
69	登別市	登別市連合町内会会長	中川 信市
70	登別市	登別市連合町内会事務局長	鳴海 文昭
71	恵庭市	恵庭市町内会連合会会長	北林 優
72	恵庭市	恵庭市町内会連合会副会長	鏡 貢
73	恵庭市	恵庭市町内会連合会事務局長	玉熊 隆昭
74	恵庭市	恵庭市町内会連合会事務局員	東 一浩
75	北斗市	北斗市町会連合会会長	大折 申明
76	北斗市	北斗市町会連合会事務局	本間 匠
77	松前町	松前町町内会連合会会長	佐藤 均
78	松前町	松前町町内会連合会事務局長	岩城 広紀



No.	市町村名	役職名	氏名
79	福島町	福島町町内会連合会副会長	原田 惠悦
80	七飯町	七飯町町内会連合会会長	堀田 市雄
81	森町	森町町内会連合会会長	佐々木 裕
82	寿都町	寿都町町内会連合会副会長	荒井 敏之
83	寿都町	寿都町町内会連合会理事	槌谷 和幸
84	寿都町	寿都町町内会連合会理事	早瀬 良樹
85	寿都町	寿都町町内会連合会事務局	山岸 雅巳
86	倶知安町	倶知安町町内会連合会会長	佐藤 裕
87	倶知安町	倶知安町町内会連合会副会長	足立 鉄雄
88	倶知安町	倶知安町町内会連合会理事	和島 巖
89	倶知安町	倶知安町町内会連合会理事	荒川 祥子
90	倶知安町	倶知安町町内会連合会理事	菊地 勇
91	倶知安町	倶知安町コミュニティ運動推進協議会会長	廣瀬 文夫
92	倶知安町	倶知安町コミュニティ運動推進協議会副会長	榊 政信
93	倶知安町	倶知安町コミュニティ運動推進協議会副会長	細川 俊夫
94	倶知安町	倶知安町南陽振興会会長	高橋 政嗣
95	倶知安町	倶知安町北光親和会会長	朽木 富雄
96	倶知安町	倶知安町新東和会会長	石本 要
97	倶知安町	倶知安町六郷親交会副会長	岡本 邦夫
98	倶知安町	倶知安町平和会副会長	川本 則雄
99	倶知安町	倶知安町東栄会総務部長	山田 寿
100	倶知安町	倶知安町町内会連合会事務局	森下 将也
101	倶知安町	倶知安町町内会連合会事務局	大和田 亮
102	天塩町	天塩町町内会連合会会長	竹谷 志郎
103	天塩町	天塩町町内会連合会副会長	下澤 昇
104	天塩町	天塩町町内会連合会副会長	富樫 正勝

No.	市町村名	役職名	氏名
105	天塩町	天塩町町内会連合会副会長	千葉 英昭
106	天塩町	天塩町町内会連合会事務局	高野 洋介
107	猿払村	猿払村自治会連合会会長	阿部 直樹
108	中頓別町	中頓別町自治会連合会会長	東海林 繁幸
109	枝幸町	枝幸町自治会町内会連絡協議会会長	澤田 礼二
110	枝幸町	枝幸町自治会町内会連絡協議会理事	渡辺 明德
111	大空町	大空町自治会連合会会長	坂本 一光
112	大空町	大空町自治会連合会副会長	深川 昇
113	津別町	津別町自治会連合会副会長	山本 友江
114	津別町	津別町自治会連合会事務局長	高橋 以明
115	斜里町	斜里町自治会連合会会長	横田 章
116	斜里町	斜里町自治会連合会副会長	久野美恵子
117	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会会長	石田 敏明
118	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会副会長	小野 良次
119	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会副会長	河野 晴男
120	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会理事	西 和彦
121	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会理事	山岸 昌章
122	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会理事	上野 敏夫
123	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会理事	谷口 武彦
124	訓子府町	訓子府町内会連絡協議会書記	石田 純也
125	置戸町	置戸町自治連絡協議会会長	神宮龍太郎
126	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会会長	村岡 竹雄
127	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会副会長	橋本 英夫
128	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会監事	香川 建一
129	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	尾崎 実
130	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	佐々木恵美雄



No.	市町村名	役職名	氏名
131	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	中村 誠孝
132	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	草野 宏繁
133	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	宮崎 祥
134	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	原 昭広
135	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	岸本 利隆
136	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	國枝 幸雄
137	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	川村 忠夫
138	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会	荻原 弘純
139	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会事務局長	藤原 幹也
140	佐呂間町	佐呂間町自治会連合会事務局	津村 宏嗣
141	洞爺湖町	洞爺湖町自治会連合会会長	佐藤 義昭
142	洞爺湖町	洞爺湖町自治会連合会副会長	吉田 聡
143	洞爺湖町	洞爺湖町自治会連合会副会長	依田 信之
144	洞爺湖町	洞爺湖町自治会連合会副会長	堀家 潔
145	洞爺湖町	洞爺湖町自治会連合会事務局長	山本 隆
146	むかわ町	むかわ町自治会町内会連合会会長	松並 之雄
147	新冠町	新冠町自治会連合会会長	中村 陸男
148	新得町	新得町連合町内会会長	青柳 茂行
149	新得町	新得町連合町内会事務局長	及川 義美
150	別海町	別海町町内会連絡協議会会長	有田 博喜
151	標津町	標津町町内会連絡協議会会長	藤本 謙二
152	標津町	標津町町内会連絡協議会事務局長	若月 一範
153	羅臼町	羅臼町連合町内会会長	宮腰 實
154	羅臼町	羅臼町連合町内会監事	加藤 強
155	羅臼町	羅臼町連合町内会事務局長	大目 峰一

【オンライン参加組織】

No.	市町村名	組 織 名
1	札幌市	手稲区前田連合町内会
2	函館市	函館市町会連合会
3	小樽市	小樽市総連合町会
4	室蘭市	室蘭市町内会連合会
5	釧路市	釧路市連合町内会
6	帯広市	帯広市町内会連合会
7	岩見沢市	岩見沢市町会連合会
8	苫小牧市	苫小牧市町内会連合会事務局
9	稚内市	稚内市町内会連絡協議会
10	芦別市	芦別市町内会連合会
11	江別市	江別市自治会連絡協議会
12	士別市	士別市自治会連合会
13	名寄市	名寄市町内会連合会
14	千歳市	千歳市町内会連合会
15	せたな町	せたな町町内会連絡協議会事務局
16	倶知安町	倶知安町町内会連合会
17	苫前町	苫前町町内会連合会
18	清里町	清里町自治会連合会主任
19	遠軽町	遠軽町自治会連絡協議会
20	大樹町	大樹町行政区長連絡協議会
21	足寄町	足寄町自治会連合会
22	釧路町	釧路町連合町内会
23	中標津町	中標津町全町内会連合会



# 大会開催概要



# 令和5年度 全国自治会連合会 北海道札幌大会開催概要

## 1 開催趣旨

---

全国の町内会・自治会の仲間が、互いに抱える課題を共有・理解し、解決に向けた研修や情報交換を進め、安全・安心で暮らしやすい地域づくりを目指し、さらなる連携の輪を広げ、自治活動のより一層の充実・発展を期していくことを目的に開催する。

なお、新型コロナウイルスの収束が見通せない状況での準備・開催となることから、参加者の人数制限を設け、オンライン併用開催とし、当日の様子は生中継で配信する。

## 2 主催

---

全国自治会連合会

全国自治会連合会北海道札幌大会実行委員会

## 3 後援

---

総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、北海道市長会、北海道町村会、北海道社会福祉協議会、北海道共同募金会、北海道、札幌市

## 4 開催日時

---

令和5年10月18日（水）13時30分～20時

## 5 開催場所

---

第1～3部 かでる2.7

（札幌市中央区北2条西7丁目）

第4部 ロイトン札幌

（札幌市中央区北1条西11丁目）

## 6 参加対象

---

町内会・自治会関係者、行政の町内会・自治会担当職員

## 7 参加人数

---

最大500名 道外310名、道内190名

## 8 大会次第

---

### 第1部 式典

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 開催地知事あいさつ
- 4 内閣総理大臣メッセージ披露
- 5 来賓祝辞・紹介
- 6 大会宣言（案）
- 7 全国自治会連合会会長表彰
- 8 叙勲受賞者紹介
- 9 次期開催地会長あいさつ
- 10 閉会のことば

### 第2部 記念講演

街歩き研究家 和田 哲 氏

#### 【略歴】

1972年、札幌市出身。東京の広告代理店を経てタウン情報誌「O.tone」の編集デスクに。札幌の歴史に詳しく、2015年にはNHK「ブラタモリ」（札幌編）に出演。現在はフリーの著述業として活躍中。主な講演歴としては、LRT都市サミット札幌2019での記念講（2019年）、札幌市制100年記念講演会（2022年）など。

### 第3部 活動発表

苫小牧市拓勇東町内会

札幌市西区琴似2条中央町内会

### 第4部 交歓会

- 1 開会のことば
- 2 歓迎のあいさつ
- 3 乾杯
- 4 アトラクション
  - ① 江差追分
  - ② 千舞泉美太鼓
- 5 閉会のことば

## 9 大会資料

---

大会冊子（次第、参加者名簿等）

## 10 記念品

---

表彰者記念品：小樽北一硝子ペアグラス ※叙勲受章者については、花束を贈呈

## 11 大会来賓（ご案内者）

---

内閣総理大臣、総務大臣、国会議員（政党代表者）、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長、全国都道府県議会議長会会長、全国市議会議長会会長、全国町村議会議長会会長、北海道知事、北海道議会議長、北海道議会自治会・町内会活動促進議員連盟会長、札幌市長、札幌市議会議長、根室市長、北海道市長会会長、北海道町村会会長、北海道社会福祉協議会会長、北海道共同募金会会長

## 12 視察研修

---

日 時：令和5年10月19日（木）

場 所：札幌市内、札幌市近郊各地2コース

Aコース：大倉山展望台と札幌人気スポットをめぐる旅（8：30－15：55）

Bコース：ニッカミュージアムと歴史豊かな小樽を巡る1日（9：00－16：35）

※施設の都合等により、内容が一部変更になる場合があります

## 13 参加者把握

---

(1) 参加者第1次調査（道外）

4月12日から5月31日までに、道外の都府県連合会ごとに、式典や交歓会、現地視察の参加者数、宿泊予定、移動手段等の調査を実施。

(2) 参加者本調査

7月に道外・道内の連合会ごとに、式典や交歓会、現地視察の参加者数、宿泊予定等の具体的な調査を実施。

## 14 会分担金及び参加者負担金等

---

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| (1) 都道府県自治会連合会大会分担金（道外） | 50,000円（原則） |
| (2) 交歓会参加者負担金           | 10,000円     |
| (3) 現地視察参加費用            | 参加団体または個人負担 |
| (4) 参加者旅費その他参加経費        | 参加団体または個人負担 |

## **15 参加費納入案内等**

---

- (1) 参加費の納入方法は、申込時にウェブ上にて案内。ファックスで申込みの方は、株式会社日本旅行北海道札幌支店より請求書を送付する。
- (2) 10月に受付案内及び式典・交歓会席次等を案内する。

## **16 大会実行委員会事務局（一般社団法人北海道町内会連合会事務局）**

---

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地（かでる2.7）

TEL：011-271-3178 E-mail: info@d-choren.or.jp

# 令和5年度 全国自治会連合会 北海道札幌大会実行委員会名簿

役職名	氏名	所属・役職
委員長	長谷川 敬二	北海道町内会連合会会長
副委員長	三原 忠	北海道町内会連合会副会長
監事	山中 忠典	北海道町内会連合会副会長
監事	中村 陸男	北海道町内会連合会副会長
委員	中村 雅光	北海道町内会連合会副会長
委員	沼田 俊治	北海道町内会連合会副会長
委員	中島 隆義	北海道町内会連合会理事（道央ブロック）
委員	沼田 常好	北海道町内会連合会理事（道央ブロック）
委員	佐藤 裕	北海道町内会連合会理事（道央ブロック）
委員	中川 信市	北海道町内会連合会理事（道南ブロック）
委員	瀧 勝彦	北海道町内会連合会理事（道北ブロック）



# 実行委員会協力者名簿

所 属	役 職	氏 名
室蘭市町内会連合会	事務局長	渡部 信人
芦別市町内会連合会	芦別市社会福祉協議会地域福祉係長	木曾 翔平
名寄市町内会連合会	名寄市総合政策部主査	吉岡 竜志
	名寄市総合政策部主事	吉川 月菜
根室市町会連合会	事務局長	竹脇 秀斗
	事務局員	田村 幸子
	事務局員	飯澤美奈子
	根室市市民環境課長	白川 哲也
千歳市町内会連合会	事務局長	徳永 隆
	事務局次長	佐藤 暢也
倶知安町社会福祉協議会	生活安心サポートセンター長	森下 将也





# 全国自治会連合会 会則集

# 全国自治会連合会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全国自治会連合会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長が所属する住民自治連合組織(自治会、町内会、区長会、総代会その他の地域住民による自治組織の連合体をいう。以下同じ。)の事務局に置く。

(組織)

第3条 本会は、各都道府県を単位とする住民自治連合組織で、本会の目的に賛同するものを会員として組織する。

2 前項に規定する住民自治組織が結成されていない都道府県にあっては、同項の規定に関わらず、市町村を単位とする住民自治連合組織で、本会の目的に賛同するものを会員とすることができる。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の連絡を密にして、住民自治連合組織の発展向上に努め、もって地域住民の福祉の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整及び資料の交換
- (2) 住民自治連合組織の発展向上を目的とした会員の研修
- (3) 中央官公庁、関係諸団体との連絡
- (4) その他の本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 理 事 若干名

(役員を選出)

第7条 会長は、理事の互選により定める。

2 副会長は、別表地区割りブロックにより各1名を選出する。

3 常任理事は、別表地区割りブロック中5以上の加入都道府県があるブロックから各1名を選出する。

4 監事は、会長が選出する。

5 理事は、各会員の構成員のうちから当該会員の推薦を受けたものをもって充てる。

- 6 前5項に掲げる役員に欠員が生じたときは、会長は理事会において選出し、副会長、常任理事は各地区割りを選出し、補充する。

#### (役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員は、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### (職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会長、副会長とともに本会の事業推進を図る。
- 4 理事は、理事会を組織し、本会の会務に当たる。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査し、理事会に報告する。

### 第3章 会議

#### (常任理事会)

第10条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に招集する。
- 3 常任理事会の議長は、会長が務める。
- 4 常任理事会は、常任理事会の構成員の3分の2以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。この場合において、出席できない構成員は、同じ都道府県組織から代理人を選出し、代理権を証する書面をもって、代理出席させることができる。
- 5 前項の規定により、なお代理人を同席させることができない場合であって、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席とみなすことができる。
- 6 常任理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 常任理事会の決定事項は、事後直近の理事会に報告し、その承認を得なければならない。
- 8 会長は、必要に応じて監事の出席を求めることができる。

#### (理事会)

第11条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、臨時に理事会を招集することができる。

- 2 理事会の議長は、会長が務める。
- 3 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。この場合において、出席できない理事は、同じ都道府県組織から代理人を選出し、代理権を証する書面をもって、代理出席させることができる。
- 4 前項の規定により、なお代理人を同席させることができない場合であって、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席とみなすことができる。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第12条 常任理事会又は理事会で決定する事項について、緊急を要するものは、会長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項については、次の常任理事会及び理事会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会議の議事録)

第13条 常任理事会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

(大会)

第14条 大会は、年1回開催する。

2 会長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の同意を経て、臨時に大会を開催できるものとする。

3 大会の参加者の範囲は、理事会において決定する。

## 第4章 経 理

(経理)

第15条 本会の経理は、会費、寄付金その他の収入をもって充てるものとする。

(会費)

第16条 本会の会費は、理事会において決定するものとする。

(予算)

第17条 本会の経理は、理事会において議決された予算に基づき行うものとする。

(決算)

第18条 本会の決算は、監事の監査を経て、理事会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第20条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、常任理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第6章 会則変更その他

(会則変更その他)

第21条 会則の変更その他重要事項については、理事会において決定する。

- 2 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、理事会に諮り定める。

附則 この会則は、昭和60年9月18日から施行する

附則 この会則は、平成4年9月22日から施行する。

附則 この会則は、平成11年11月5日から施行する。

附則 この会則は、平成13年6月15日から施行する。

附則 この会則は、平成13年10月19日から施行する。

附則 この会則は、平成14年6月14日から施行する。

附則 この会則は、平成14年11月19日から施行する。

附則 この会則は、平成18年6月27日から施行する。

附則 この会則は、平成26年6月27日から施行する。

附則 この会則は、令和5年8月23日から施行する。

別表(第7条関係)

副会長選出の地区割りブロック表

地区・地域		都道府県連
I	北海道	北海道
II	東北	①青森 ②岩手 ③秋田 ④山形 ⑤宮城 ⑥福島
III	関東	①栃木 ②群馬 ③茨城 ④埼玉 ⑤千葉 ⑥神奈川 ⑦東京 ⑧山梨
IV	中部	①静岡 ②愛知 ③岐阜 ④三重 ⑤福井 ⑥富山 ⑦石川 ⑧新潟 ⑨長野
V	近畿	①大阪 ②京都 ③兵庫 ④和歌山 ⑤奈良 ⑥滋賀
VI	中国・四国	①鳥取 ②岡山 ③島根 ④広島 ⑤山口 ⑥香川 ⑦徳島 ⑧愛媛 ⑨高知
VII	九州・沖縄	①福岡 ②佐賀 ③長崎 ④大分 ⑤熊本 ⑥宮崎 ⑦鹿児島 ⑧沖縄



## 全国自治会連合会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全国自治会連合会(以下「本会」という。)の会員の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 地縁による団体の代表者として概ね10年以上在職し、住民自治組織の発展向上について、特にその功績の著しい者
- (2) 地縁による団体の代表者として概ね10年以上在職し、本会事業の達成のため貢献し、特にその功績の著しい者
- (3) 前2号に掲げる者と同等の功績があったと認められる者

(選考方法)

第3条 被表彰者は、前項に該当する者として、本会加入自治組織が推薦した者について、常任理事会の選考を経て会長が決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、本会大会において行うものとし、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の協議により定めるものとする。

附則 この規程は、昭和61年9月29日から施行し、昭和60年9月18日から適用する。

附則 この規程は、平成2年10月12日から施行する。

附則 この規程は、平成14年6月14日から施行する。

附則 この規程は、平成25年2月7日から施行する。

## 全国自治会連合会叙勲候補者選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、全国自治会連合会(以下「本会」という。)の会員等の叙勲候補者(以下「候補者」という。)の推薦に関し、選考に必要な事項を定める。

(候補者の対象者)

第2条 候補者の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 地縁による団体の代表者として通算20年以上在職している者(あつた者を含む。)
- (2) 地縁による団体功労者総務大臣表彰(自治大臣感謝状を含む。)を受賞している者
- (3) その他会長が特に功績が顕著であると認めた者

(選考方法)

第3条 候補者は、選考委員会の選考を経て会長が決定する。

(選考委員会)

第4条 候補者の選考に適正を期するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、会長、副会長をもって構成する。
- 3 選考委員会は、候補者として適当であるか否かを選考する。
- 4 会長は、会務を統括するとともに、選考委員会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 選考委員会は秘密会とする。

(招集)

第5条 選考委員会の招集は、会長が行う。

(義務)

第6条 会長及び副会長は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(選考結果)

第7条 選考委員会における選考の結果は、選考確定日以後、速やかに本会加入住民自治組織代表者(以下、「代表者」という。)あてに通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた代表者は、速やかに候補者の必要書類を作成するものとする。

(細則)

第8条 この基準に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この基準は、平成25年8月2日から施行する。

## 全国自治会連合会総務大臣団体功労者表彰選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、全国自治会連合会(以下「本会」という。)の会員の総務大臣表彰に関し、選考に必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1)地縁による団体功労者総務大臣表彰規程の第2条に該当する者
- (2)地縁による団体の功労者として、都道府県知事の表彰を受けた者。ただし、都道府県知事表彰制度がない都道府県にあっては、市(区)町村長の表彰を受けた者
- (3)その他会長が特に功績が顕著であると認めた者

(選考方法)

第3条 被表彰者は、前条に該当する者として、本会加入住民自治組織代表者(以下「代表者」という。)が推薦した者(以下「被表彰候補者」という。)について、選考委員会の選考を経て会長が決定する。

(選考委員会)

第4条 表彰の適正を期するため、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は、会長、副会長をもって構成する。
- 3 選考委員会は、被表彰者として適当であるか否かを選考する。
- 4 会長は、会務を統括し、選考委員会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 選考委員会は秘密会とする。

(招集)

第5条 選考委員会の招集は、会長が行う。

(委員の義務)

第6条 会長及び委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(選考結果)

第7条 選考委員会における選考の結果は、選考確定日以後、速やかに代表者あてに文書で通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた代表者は、速やかに被候補者へ選考結果を通知しなければならない。

(細則)

第8条 この基準に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この基準は、平成11年8月9日から施行する。

附則 この基準は、平成14年6月14日から施行する。

(参考)

## 地縁による団体功労者総務大臣表彰規程

第一条 地縁による団体の功労者に対する総務大臣表彰（以下「表彰」という。）

は、この規程の定めるところによる。

第二条 表彰は、次の各号の一に該当する者として都道府県、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）又は全国自治会連合会が推薦する者につき、総務大臣が行う。

一 地縁による団体（地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）の代表者として通算十五年以上在職し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められる者。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は除く。

二 都道府県又は指定都市を単位とする地縁による団体の連合組織の代表者として通算七年以上在職し、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があったと認められる者。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は除く。

三 前二号に掲げる者のほか、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成について、前二号に掲げる者と同等の顕著な功績があったと認められる者。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は除く。

2 前項の在職期間の計算は、十一月一日を基準日として行い、就任及び退任の日の属する月は一月として計算する。

第三条 表彰は原則として十一月に行う。

2 表彰は、基準日において前条第一項各号の一に該当する者を当該年度の対象者として行う。

第四条 都道府県、指定都市又は全国自治会連合会が候補者を推薦する場合には、次に掲げる書類による。

- 一 推薦書
- 二 推薦簿
- 三 履歴書
- 四 宣誓書
- 五 功績調書

第五条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成二十五年十一月一日から施行する。

## 名誉職の委嘱基準

### 1 目的

全国自治会連合会会則第20条に規定する名誉職の設置について、委嘱基準、任期、在職年数等必要な事項を定める。

### 2 委嘱基準

- (1) 名誉会長は、会長退任者であって且つ特に功績の著しい者を、会長が常任理事会の承認を得て委嘱する。
- (2) 顧問は、会長退任者又は会の活動に関する専門的知識を有する者から、会長が常任理事会の承認を得て委嘱する。
- (3) 相談役は、副会長退任者であって、会長が常任理事会の承認を得て委嘱する。

### 3 委嘱期間

委嘱期間は、委嘱した日から2年間とする。前任者の期間の途中で委嘱された者も同様とする。

### 4 再任期間

会長が常任理事会の承認を得た場合には、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

附則 この基準は、平成14年6月14日から適用する。ただし、平成14年6月14日現在名誉職に委嘱されている者の任期は、当該日に既に2年以上経過している場合は、平成14年6月14日付で再委嘱されたものとみなす。

附則 この基準は、平成14年11月19日から適用する。

附則 この基準は、平成27年8月25日から適用する。

## 全国自治会連合会慶弔内規

会員又は元会員に対する弔意又は見舞は、次に定めるところにより、金銭又はこれに代わるものを贈呈する。

- |  |         |
|--|---------|
| 1 現職の役員が死亡したとき   | 30,000円 |
| 2 会則第20条に定める名誉職が死亡した場合                                 | 10,000円 |
| 3 現職の役員が疾病又は傷害のため引き続き30日以上入院したとき                       | 10,000円 |
| 4 名誉職以外の元役員が死亡した場合であって、都道府県組織から連絡があり会長が必要と認める次の場合      |         |
| (1)死亡した元役員が死亡日から過去5年以内に、会長、副会長又は常任理事のいずれかの職にあった場合      | 10,000円 |
| (2)上記(1)以外の場合  | 弔電      |
| 5 全国自治会連合会の推薦による叙勲受章者、総務大臣表彰受賞者及びその他の者に対して、会長が必要と認めるとき | 祝電      |

附則 この内規は、平成14年6月14日から適用する。

附則 この内規は、平成26年8月4日から適用する。

附則 この内規は、平成27年6月26日から適用する。

附則 この内規は、平成29年8月24日から適用する。

## 加入促進費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、全国自治会連合会の円滑な運営を図るため、予算に定める加入促進費の支出基準を定めることを目的とする。

(支出の対象)

第2条 この経費を支出できる対象は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 全国自治会連合会の役員
- (2) 全国自治会連合会の役員の所属する事務局員(公費扱いの場合は除く。)
- (3) その他会長が必要であると認めた者

(支出の範囲)

第3条 この経費を支出できる種類及び対象は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 都道府県連合会事務局の属する自治体の旅費に関する条例・規則に定める費目(運賃、宿泊費、日当)
- (2) 社会通念上必要な土産品
- (3) その他これらに類する経費で、会長が必要であると認めた経費

(支出額の範囲)

第4条 支出額は、都道府県連合会事務局の属する自治体が旅費に関する条例・規則に定める額とし、予算の定める範囲とする。なお、土産品の額については1件あたり2千円を限度とする(消費税を除く。)

(支出の方法)

第5条 この支出基準に定める経費の執行は、事前に全国自治会連合会事務局と協議するものとし、執行後は、速やかに実施報告書を作成の上、別紙様式により会長宛ての請求書を全国自治会連合会事務局に提出するものとする。

附則 この基準は、平成14年6月14日から施行する。

別紙様式

年 月 日

全国自治会連合会会長 様

○都道府県連会長  
氏名 印

次のとおり加入促進事業実施に要した経費を請求します。

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 請求内訳

項 目	料金(円)	人数	泊数	所要額(円)	備 考
航空運賃					
鉄道運賃					
船 賃					
バス運賃					
タクシー運賃					
その他運賃					
宿泊費					
日 当					
土産代					
その他経費					
合 計					

3 振込先

金融機関名 \_\_\_\_\_

預金種別 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

通帳名義 \_\_\_\_\_

注:1 鉄道運賃は、JR、私鉄、地下鉄を含み、特別急行券及び普通乗車券の運賃とする。

2 備考欄へは経路を簡明に記入してください。

3 タクシー運賃、土産代、その他経費は領収書を添付してください。



## 全国自治会連合会共催等の承認に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全国自治会連合会(以下「当会」という。)が行う後援等の承認に関し、基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

### (後援等の区分及び定義)

第2条 当会が行う共催等の区分は、共催又は後援とする。

2 次の各号に掲げる共催等の用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 共催 当会が事業の企画及び実施に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 当会が事業の趣旨に賛同し、当会の名義使用を承認すること。

### (承認及び交付の基準)

第3条 当会は、国、他の地方公共団体、公益法人、公共的団体等が主催する事業が次の各号のいずれにも該当するものと認めるときは、共催等の承認を行うことができる。

- (1) 事業の目的及び内容が、住民福祉の増進、住民文化の向上、地域社会の健全な発展等に寄与するものであること。
  - (2) 広く一般に公開されていること。
  - (3) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する設置が講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、共催等の承認を行わないものとする。
- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 政治団体若しくは宗教団体が主催するもの、政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とするもの
  - (3) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
  - (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
  - (5) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
  - (6) その他共催等の承認を行うことが不相当と認められるもの

### (手続)

第4条 共催等の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を明記した申請書を全国自治会連合会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。この場合において、会長は、必要があると認めるときは、申請者から当該事業に関する資料の提出を求めることができる。

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的又は趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時及び場所
- (5) 参加対象者及び人員
- (6) 事業の内容及び開催方法

(7) 入場料等参加者から費用を徴収する場合は、その金額

- 2 会長は、前項の申請書が提出されたときは、申請の内容について常任理事会の審査を経て、その可否を決定し、申請者に通知する。この場合において、後援等の承認の決定には、必要な条件を付することができる。
- 3 共催等の承認の決定を受けた者(以下「承認等を受けた者」という。)が、申請した内容を変更する場合は、次に掲げる事項を明記した事業内容変更承認申請書を遅滞なく会長に提出し、変更の承認又は変更の決定を受けなければならない。
  - (1) 変更する内容
  - (2) 変更する理由
  - (3) 変更による影響
- 4 前項の事業内容変更承認申請書の提出があった場合については、第2項の規定を準用する。
- 5 承認等を受けた者が、当該事業を中止する場合は、その理由を付して遅滞なく、会長に届け出なければならない。
- 6 承認等を受けた者は、当該事業終了後、速やかに実績報告書(別記様式)を会長に提出しなければならない。

(共催等の承認の決定の取消し)

第5条 会長は、共催等の承認の決定をした後であっても、承認等を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、常任理事会の審査を経て、その承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
  - (2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる事業を実施した場合
  - (3) 法令又は承認若しくは交付の決定に付した条件に違反した場合
- 2 会長は、前項の規定により共催等の承認の決定を取り消したときは、その理由を付して承認等を受けた者に通知するものとする。

(免責)

第6条 前条の規定により後援等の承認の決定を取り消された場合において、承認等を受けた者が損害を受けることがあっても、当会は一切その責めを負わない。

附 則 この要綱は、平成 29 年6月 28 日から施行し、同日以降の申請分から適用する。

附 則 この要綱は、平成 30 年6月 27 日から施行する。

別紙様式(第4条関係)

年 月 日

全国自治会連合会長

申請者  
住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

事業実績報告書

年 月 日付で共催・後援の承認を受けて実施した事業が完了したので、  
全国自治会連合会共催等の承認に関する取扱要綱第4条第6項の規定により、実施状  
況を次のとおり報告します。

事業の名称		
実施状況	参加者数	名
備考		

## 全国自治会連合会創立20周年記念特別功労感謝状選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全国自治会連合会(以下「本会」という。)の会員の全国自治会連合会創立20周年記念岡山大会における特別功労感謝状に関し、選考に必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本会の形成及び発展に顕著な功績がある者
- (2) 都道府県等を単位とする地縁による団体の連合組織の代表者として、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績がある者
- (3) 地縁による団体の功労者として、地域的な共同活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績がある者
- (4) その他会長が特に功績が顕著であると認める者

(選考方法)

第3条 前条に該当する者で、本会加入自治組織が推薦した者について、常任理事会の選考を経て会長が決定する。

(義務)

第4条 常任理事会構成員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(選考結果)

第5条 選考結果は、選考確定日以後、推薦した者を通じて候補者へ速やかに文書で通知しなければならない。

(特別功労感謝状授与の時期)

第6条 授与は、本会創立20周年記念岡山大会において行うものとし、特別功労感謝状及び記念品を授与するものとする。

(経費の負担)

第7条 被表彰者を推薦した本会加入自治組織は、選考確定日以降授与されるまでの間に、全国自治会連合会創立20周年記念岡山大会実行委員会へ、本会が定めた金額(5,000円)を支払うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要事項は、会長が定める。

(その他)

第9条 今後開催される記念大会等における特別功労感謝状の選考は、この規程に基づき実施することとする。なお、その場合は、「創立20周年記念岡山大会」及び「創立20周年記念岡山大会実行委員会」をそれぞれ記念大会等の名称に読み替えるものとする。

附則 この規程は、平成17年6月28日から施行する。

附則 この規程は、平成18年6月27日から施行する。



## 協賛企業・団体紹介



「令和5年度全国自治会北海道札幌大会」の開催にあたり、大会趣旨にご賛同いただき、協賛くださいました皆様に、感謝申し上げます。

地域の皆さまとともに、  
豊かな未来を創造します。



理事長 遠藤修一

〒087-8650 根室市梅ヶ枝町3丁目15番地  
TEL 0153-24-4101 (代) FAX 0153-24-2801  
<https://www.daichimirai.co.jp>



根室市	本店	別海町	別海支店	釧路市	釧路支店
	歯舞支店		西春別支店		釧路新橋支店
	駅前支店	厚岸町	厚岸支店		鳥取西支店
	あけぼの支店		松葉町支店		武佐支店
中標津町	中標津支店	浜中町	浜中支店		桜ヶ岡支店
	りんどう支店	標茶町	標茶支店		音別支店
羅臼町	羅臼支店	釧路町	釧路東支店	札幌市	札幌支店
標津町	標津支店	白糠町	白糠支店		山の手支店



# 返せ！ 北方領土

## 北海道根室市

全国自治会連合会  
北海道町内会連合会  
根室管内町内会連絡協議会  
根室市町会連合会

会長 **長谷川 敬二**

---

株式会社 **はせ川**

代表取締役 **長谷川 敬二**

〒087-0054

北海道根室市海岸町2丁目6番地

TEL (0153) 23-4450

FAX (0153) 24-7777







札幌市時計台



大倉山ジャンプ競技場



円山動物園のシロクマ



中島公園内にある豊平館



北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)



札幌狸小路商店街



豊平峡ダム



さっぽろテレビ塔と大通公園

令和5年度  
全国自治会連合会  
北海道札幌大会

【主催】 全国自治会連合会北海道札幌大会実行委員会

【後援】 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、北海道市長会、北海道町村会、北海道社会福祉協議会、北海道共同募金会、北海道、札幌市